

「学校いじめ防止基本方針」

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」13 条、平成 29 年 3 月 14 日の基本方針の改定に伴い、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

(いじめ問題に関する基本的な考え方)

「いじめ」の定義は「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※いじめが発生した理由や原因にかかわらず、いじめを受けた児童生徒の教育や生きる権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるから、いじめはそれが発生した時の迅速な指導および措置は大事であるが、それ以上にいじめが起きないように防止対策に取り組むことが重要である。

1. いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人が「いじめは人として決して許されない行為である」との意識を持ち、教員としてのそれぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
2. 児童の尊厳を保持する目的の下、大人も子どもも含め社会挙げての取り組みを通じて「心に豊かで安全・安心・快適な社会をいかにして作るかという、学校を含めた国民的な課題」を抱きながら、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定しなければならない。
3. 特に本校においては、「豊かな心」の育成を教育目標の二本柱の一つに掲げ、そこに共感した父母が、子どもを入学させていることを考えれば、父母の負託に応える責務がある。
4. このことに鑑み、児童の平和と安心できる学習・生活環境を保障し、いじめのために一人でも傷つくことがないように、いじめ防止のための行動指針を、「防止対策および早期発見の取り組み」「発生した時の対策および早期解決のための取り組み」「生命・心身に重大な被害性が見込まれるいじめについて」「インターネット上のいじめへの対応」というように章立てして、ここに策定する。

第1章. いじめ防止の対策および早期発見のための取り組み

1. いじめ防止のための対策

- ①いじめは決して許されるものではないという共通認識に立ち、全教員がいじめの態様や特質等について校内研修会や講演会を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ②学級担任及び組織対応の姿勢と進め方
学級担任は、児童が発する小さなサインを見逃すことなく日頃から丁寧に児童に接するとともに、集団のささいな異同にも気をくばって、児童の孤立やいさかい等の早期発見に努める。
- ③前項にあたり、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る。
- ④必要に応じてアンケートや面接を通じて児童の声が教員に届くように、児童が相談しやすい信頼関係を作る。
- ⑤多面的な情報を突き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うために、協同的な児童指導体制を取る。

2. いじめの早期発見のための取り組み

- ①個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査の実施
- ②担任を含む「いじめ相談窓口」を開設し、そのメンバーの誰にでも相談できる体制をとる。
- ③いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づける。（教員がいじめ防止等に関する資質の向上）

3. 「いじめ相談窓口」が担う役割

- ①いじめの相談・通報の窓口としての役割をになう。
- ②いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割をになう。
- ③いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割をになう。

第2章. いじめが発生した時の対策および早期解決のための取り組み

1. いじめが発生した時の対策

- ①いじめを把握したら、学校いじめ対策チーム（校長、教頭、主幹教諭、学年担任、専科代表、用語職員）を組織し、指導方針を共通した上で役割分担し迅速な対応を進める。
- ②いじめられている児童には「学校は君を絶対に守る」という意思を伝え心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ③保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ④加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させ、被害者との融和をはかるように努める。
- ⑤丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者と保護者の同意を得て学級や学年全体への指導を行う。
- ⑥いじめが、本当になくなっているか、定期的な話し合いをする機会を持つ。

2. いじめの早期解決のための取り組み

- ①いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ②いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をとる。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- ⑤いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ⑥加害者側に立って嘸したてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ⑦いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、都教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

第3章. 生命・心身に重大な被害性が見込まれるいじめについて

いじめにより、児童の生命・心身に重大な被害が生じた場合や、長期不登校（30日以上）を余儀なくされている等の疑いがある場合は、特別な組織を躊躇することなくただちに設置し、迅速に対応する。

○組織の構成と義務

- ① 校長、教頭、主幹教諭、生活設計部長、学年主任と担任
 - ※ 事案に応じて上記以外の構成員については、校長が任命する。
 - ※ 事案によっては、公平性・中立性を保った立場の心理士や福祉士、弁護士、医師、スクールサポーター等、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図る場合もある。
- ② この組織は、状況に応じて、学校法人五島育英会、東京都市大学グループ事務局および東京都教育委員会（私学部）への報告義務を負う。
- ③ 被害者保護者への報告義務とともに、加害者保護者とも密接に連絡をとる義務を負う。

第4章. インターネット上のいじめへの対応

インターネットにおけるいじめはスマートフォンなどの情報端末機器の普及が小学生にも及んでいる現状において軽視することがあってはならない。

インターネットの世界は、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われる誹謗中傷はいじめを助長し場合によっては、名誉棄損や侮辱罪といった犯罪に発展することがある。インターネットやSNSの不正利用の防止のため、児童及び保護者が効果的に対処できるように、学年・学級の時間や「セーフティ教室」、保護者会等を通じて、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行うことが重要である。

どんな場合であっても、本チャートの中期段階までに解決しなければならない。

いじめがあった場合の段階的な対応

いじめの無意識化若しくは個別化の段階	初期 ↓→	いじめの芽生え若しくは軽微ないじめの段階 (早期発見と未然の防止) 学級・学年個別的な対応 ・・・管理職把握
いじめの集団化の段階	中期 ↓→	被害のエスカーレートと手口の多様化 (組織的な対応) チームの編成と対応
被害程度が甚大または複雑な段階	後期 ↓→	指導困難な段階 (関係機関等との相談・協議)
深刻な被害 法に触れる行為	末期 →	深刻な被害と事件化の段階 (支援のための公的機関対応)

令和6年2月26日